

# 吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

## 流域治水部会設置要綱（改定案）

### （目的）

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、吉井川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための検討・実施状況の確認等を行うことを目的として「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という）の下に設置する「流域治水部会」に関する必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事項）

第2条 流域治水部会は、次の事項について所掌する。

- 2 吉井川流域で行う流域治水の検討。
- 3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」（案）の作成。
- 4 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況の確認。
- 5 その他、流域治水に関して必要な事項。
- 6 流域治水部会で協議した結果について、協議会へ報告。

### （組織構成）

第3条 流域治水部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 流域治水部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 流域治水部会は、前項によるもののほか、必要に応じて部会員以外の者の出席を要請し、意見を聞くことができる。

### （会議の公開）

第4条 流域治水部会は、原則非公開とし、流域治水部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

### （事務局）

第5条 流域治水部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局 岡山河川事務所、岡山県土木部河川課が務める。

### （雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、流域治水部会の運営に関し必要な事項については、流域治水部会で定めるものとする。

（附則） 本要綱は、令和2年8月7日から施行する。

改定 令和3年3月18日（構成員の追加）

改定 令和4年3月17日（構成員の追加・変更）

別紙

## 吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 流域治水部会

(構成員)

岡山市 下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災担当課長

津山市 危機管理室長

備前市 危機管理課長

瀬戸内市 総務部 参与兼危機管理課長

赤磐市 上下水道課長

美作市 危機管理監

和気町 都市建設課長

鏡野町 危機管理監

勝央町 総務部 参事

奈義町 総務課長

西粟倉村 総務企画課長

美咲町 くらし安全課長

岡山県 危機管理課長

岡山県 農林水産部 耕地課長

岡山県 農林水産部 治山課長

岡山県 土木部 河川課長

岡山県 土木部 防災砂防課長

岡山県 土木部 都市計画課長

中国電力株式会社 東部水力センター 津山土木課長

西日本旅客鉄道株式会社 岡山支社 企画課長

農林水産省 中国四国農政局 吉井川農業水利事業所長

林野庁 近畿中国森林管理局 岡山森林管理署 総括治山技術官

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 中国四国整備局

水源林業務課長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 調査設計課長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 管理第二課長

国土交通省 中国地方整備局 苦田ダム管理所長

気象庁 岡山地方気象台 防災管理官